



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第26号

目次

規 則

- 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則の制定..... 1
- 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の制定..... 2
- 栃木県青少年健全育成条例施行規則及び栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正..... 3
- 栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部改正..... 4
- 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正..... 6
- 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正..... 10
- 栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正..... 11
- 肥料取締法施行細則の一部改正..... 15
- 栃木県農業大学校規則の一部改正..... 15
- 栃木県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正..... 22
- 主要農作物種子法施行細則及び栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則の廃止..... 32

告 示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正..... 32

規 則

栃木県規則第二十号

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年栃木県条例第三十五号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 栃木県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第三条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第四条 協議会の庶務は、保健福祉部国保医療課において処理する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十一号

栃木県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年栃木県条例第一号）第九条の規定に基づき、栃木県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申込み)

第二条 市町村は、貸付金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第十四条第一項に規定する基金事業貸付金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けようとするときは、当該年度の十二月十日までに、貸付金の額の算定に知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(貸付の決定及び貸付金の貸付け)

第三条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査の上、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を当該市町村に通知する。

2 前項の貸付決定通知を受けた市町村は、別に定める期日までに請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに、貸付金を貸し付ける。

4 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。

(償還方法)

第四条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、知事が定める貸付金の額を、貸付けを受けた日の属する年度の翌々年度から起算して三年目の年度までの各年度において償還するものとする。

2 当該市町村は、各年度の償還金を当該年度の十二月末日までに納付しなければならない。ただし、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(交付申請)

第五条 市町村は、交付金（政令第十七条第一項に規定する基金事業交付金をいう。以下同じ。）の交付を受けようとするときは、当該年度の十二月十日までに、交付金の額の算定に知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付金の交付)

第六条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査の上、交付の可否及び交付額を決定し、その旨を当該市町村に通知する。

2 前項の交付決定通知を受けた市町村は、別に定める期日までに請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに、交付金を交付する。

(拠出金の額の算定)

第七条 交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の六月末日までに、拠出金（政令第二十二條第一項の財政安定化基金拠出金をいう。以下同じ。）の額の算定に知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、当該市町村から提出された書類に基づき、当該市町村の拠出金の額を算定し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の九月末日までに、当該市町村の拠出金の額を通知する。

(拠出金の納付)

第八条 市町村は、前条第二項の規定により通知された拠出金を、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌々年度の三月末日までに納付しなければならない。ただし、同年度において当該市町村が拠出金を納付することが困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

(報告及び調査)

第九条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、この規則に定めるもののほか、貸付金又は交付金に関する事項について、報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(委任)

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(国保医療課)

栃木県規則第二十二号

栃木県青少年健全育成条例施行規則及び栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県青少年健全育成条例施行規則及び栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県青少年健全育成条例施行規則(平成十九年栃木県規則第一号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(役務提供契約に係る説明事項等)</p> <p>第十条の二 条例第三十三条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 携帯電話端末等 からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、当該青少年が犯罪による被害を受けるおそれがあること。</p> <p>二 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が講ずる青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容</p> <p>2 条例第三十三条の二第二項及び第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(携帯電話インターネット接続契約に係る説明事項等)</p> <p>第十条の二 条例第三十三条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、当該青少年が犯罪による被害を受けるおそれがあること。</p> <p>二 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</p> <p>2 条例第三十三条の二第二項 の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 略</p>

(栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十九年栃木県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第一 (第三条、第四条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">条 例 等</td> <td style="text-align: center;">規 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	条 例 等	規 定	略	略	<p>別表第一 (第三条、第四条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">条 例 等</td> <td style="text-align: center;">規 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	条 例 等	規 定	略	略
条 例 等	規 定								
略	略								
条 例 等	規 定								
略	略								

食品衛生法施行条例 (平成十二年栃木県条例第四号)	別表第一2施設における衛生管理の表第三項第十一号、第四項第二号、第五項第二号及び第七項第二号ケ	食品衛生法施行条例 (平成十二年栃木県条例第四号)	別表第一2施設における衛生管理の表第三項第十一号、第四項第二号、第五項第二号及び第七項第九号
略		略	
栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)	第三十三条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)	栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)	第三十三条の二第三項
略		略	

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

栃木県規則第二十三号

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部を改正する規則

(栃木県病院事業財務規則の一部改正)

第一条 栃木県病院事業財務規則(昭和六十一年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「病院の長」とは、栃木県立岡本台病院(以下「岡本台病院」という。)の院長</p> <p>_____をいう。</p> <p>(企業出納員)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 前項の企業出納員は、岡本台病院の事務局長の職にある者</p> <p>_____をもつて充てる。</p> <p>3 第一項に規定する企業出納員が欠けたとき又は不在のときは、岡本台病院の総務課長の職にある者</p> <p>_____がその職務を行う。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「病院の長」とは、栃木県立岡本台病院(以下「岡本台病院」という。)にあつては院長を、とちぎリハビリテーションセンター(以下「リハビリテーションセンター」という。)にあつては所長をいう。</p> <p>(企業出納員)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 前項の企業出納員は、岡本台病院にあつては事務局長の職にある者を、リハビリテーションセンターにあつては副所長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 第一項に規定する企業出納員が欠けたとき又は不在のときは、岡本台病院にあつては総務課長の職にある者が、リハビリテーションセンターにあつては総務企画課長の職にある者がその職務を行う。</p>

(口座振替払)

第三十五条 企業出納員は、債権者に対し、口座振替の方法により支払しようとするときは、出納取扱金融機関に対し出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、若しくは支払資金の交付に関する通知書を交付し、及び口座振替依頼書を交付し、又は小切手若しくは当該通知書及び口座振替依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、当該振替の手続をさせるものとする。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により振り替えたときは、口座振替済書を企業出納員に交付しなければならない。

3 5 略

(前金払)

第三十九条 令第二十一条の七第一号から第七号までに定めるもののほか、次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

一 略

二 保険料

三 研修、講習又は会議への参加に要する経費

(口座振替払)

第三十五条 企業出納員は、債権者に対し、口座振替の方法により支払しようとするときは、出納取扱金融機関に対し出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出して資金交付をするとともに、口座振替依頼書を交付して

_____ 当該振替の手続をさせるものとする。

2 出納取扱金融機関は、前項の依頼書の交付を受けたときは、直ちに振替手続を行い、口座振替済書を企業出納員に交付しなければならない。

3 5 略

(前金払)

第三十九条 令第二十一条の七第一号から第七号までに定めるもののほか、次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

一 略

二 保険料及びこれらに類する経費

(栃木県立病院利用規則の一部改正)

第二条 栃木県立病院利用規則(昭和六十一年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、「病院の長」とは、栃木県立岡本台病院(以下「岡本台病院」という。)の院長</p> <p>_____をいう。</p> <p>(入院の申込み)</p> <p>第六条 岡本台病院</p> <p>_____に入院しようとする者は、病院の長が定める様式の入院申込書に病院の長が定める様式の誓約書を添えて、病院の長に申し込まなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、「病院の長」とは、栃木県立岡本台病院(以下「岡本台病院」という。)にあつては院長を、<u>どちぎりハビリテーションセンター(以下「リハビリテーションセンター」という。)</u>にあつては<u>所長</u>をいう。</p> <p>(入院の申込み)</p> <p>第六条 岡本台病院又はリハビリテーションセンターに入院しようとする者は、病院の長が定める様式の入院申込書に病院の長が定める様式の誓約書を添えて、病院の長に申し込まなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行し、平成三十年度の事業年度から適用する。
- 2 この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係る栃木県病院事業財務規則(以下「規則」という。)第

八十四条の規定による決算報告書の作成等及び規則第八十五条の規定による計理状況の報告については、なお従前の例による。

栃木県規則第二十四号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十八年栃木県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監査報告の記載事項)</p> <p>第二条 法第十三条第四項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</p> <p>三 法人の役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</p> <p>四 法人の役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、当該行為又は事実</p> <p>五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>(監事の調査の対象となる書類)</p> <p>第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書</p>	<p>地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター</p> <hr/> <p>(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

類は、この規則の規定により知事に提出する書類とする。

第四条～第七条 略

(業務実績等報告書の記載事項)

第八条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	当該事業年度における業務の実績並びに当該実績について自ら評価を行った結果及び当該評価を行った理由。なお、当該実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 一 中期計画及び年度計画の実施状況 二 当該事業年度における業務運営の状況 三 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値
---	---------------------	--

第一条～第五条 略

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第七条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標(法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績並びに当該実績について自ら評価を行った結果及び当該評価を行った理由。なお、当該実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中期目標及び中期計画の実施状況 二 当該期間における業務運営の状況 三 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>中期目標の期間における業務の実績並びに当該実績について自ら評価を行った結果及び当該評価を行った理由。なお、当該実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中期目標及び中期計画の実施状況 二 当該期間における業務運営の状況 三 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

2 法人は、前項の報告書を知事に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(収益の獲得が予定されない償却資産)

第九条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却について

は、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

第十条 略

(事業報告書の記載事項)

第十一条 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人に関する基礎的な情報
 - イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要
 - ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
 - ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - ホ 常勤職員及び非常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）
- 二 財務諸表の要約
- 三 財務情報
 - イ 財務諸表に記載された事項の概要
 - ロ 重要な施設等の整備等の状況
 - ハ 予算及び決算の概要
- 四 事業に関する説明
 - イ 財源の内訳
 - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(財務諸表等の閲覧期間)

第十二条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、五年とする。

第十三条 略

(納付金の納付の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第五項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 略

第十五条・第十六条 略

(離職前五年間に在職していた一般地方独立行政法人の内部組織)

第九条 略

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

第十一条 略

(納付金の納付の手続)

第十二条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 略

第十三条・第十四条 略

第十七条 法第五十六条の二第一号の規則で定める

内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（同号に規定する再就職者をいい、離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第十八条 法第五十六条の二第二号の規則で定める

管理又は監督の地位は、職員の出職管理に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第十六号）第二十二條各号に掲げる職に相当するものとして知事が定めるものとする。

附 則

- 1 略
- 2 法人の設立後最初の中期計画についての第五條第一項の規定の適用については、同項中「知事が別に定める日までに」とあるのは、「法第二十五條第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。

附 則

- 1 略
- 2 法人の設立後最初の中期計画についての第三條第一項の規定の適用については、同項中「知事が別に定める日までに」とあるのは、「法第二十五條第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第八條の次に一條を加える改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十八年栃木県規則第三十二号。以下「新規則」という。）第一條に規定する地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの成立の際、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十六條第一項の規定により法人に承継された財産のうち、平成三十年三月三十一日において一般会計に属していた償却資産については、新規則第九條第一項の規定による指定があつたものとみなす。

（保健福祉課）

栃木県規則第二十五号

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和六十一年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号（裏）、別記様式第十七号（裏）及び別記様式第十八号（裏）中「分譲住宅健康施設」の次に「又は回診等に応じたための分譲住宅」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十六号

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則（平成十七年栃木県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還等の猶予の申請)</p> <p>第十条 借受者は、<u>条例第十条の規定により修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）</u>の履行の猶予を受けようとする場合は、<u>猶予の事由が発生した日から十日以内</u>に、<u>修学資金返還等猶予申請書（別記様式第十二号）</u>に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 <u>条例第十条第六号に掲げる場合</u> 修学資金を返還し、及び利息を支払うことが困難であることを証する書類</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上返還等債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。</p>	<p>(返還の猶予の申請)</p> <p>第十条 借受者は、<u>条例第十条の規定により修学資金の返還の債務</u>の履行の猶予を受けようとする場合は、<u>猶予の事由が発生した日から十日以内</u>に、<u>修学資金返還猶予申請書（別記様式第十二号）</u>に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 <u>条例第十条第六号に掲げる場合</u> 修学資金を返還することが困難であることを証する書類</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上<u>修学資金</u>の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。</p>
<p>(期間の計算方法)</p> <p>第十一条 <u>条例第十一条の規定により返還等債務を免除する場合の業務（条例第三条第一項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に限る。以下この条及び第十七条において同じ。）</u>に従事した期間（<u>条例第三条第二項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第十条第二号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。）</u>の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間（業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。）があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。</p>	<p>(期間の計算方法)</p> <p>第十一条 <u>条例第十一条の規定により修学資金の返還の債務を免除する場合の業務（条例第三条第一項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に限る。以下この条及び第十七条において同じ。）</u>に従事した期間（<u>条例第三条第二項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第十条第二号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。）</u>の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間（業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。）があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。</p>
<p>(一部免除することができる返還等債務の額)</p> <p>第十二条 <u>条例第十一条第二項の規定により一部免除することができる返還等債務</u>の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減</p>	<p>(一部免除することができる返還の債務の額)</p> <p>第十二条 <u>条例第十一条第二項の規定により一部免除することができる修学資金の返還の債務</u>の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減</p>

して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 返還等債務 の総額
- 二 返還等債務 の総額から、業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を返還等債務 の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、二分の三を乗じて得た額

（返還等の免除の申請）

第十三条 借受者は、条例第十一条の規定により返還等債務 の免除を受けようとするときは、修学資金返還等免除申請書（別記様式第十三号）に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上返還等債務 の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（研修先変更届出等）

第十五条 条例第十条第二号又は第五号の規定により返還等債務 の履行の猶予を受けている者（県の職員として臨床研修を受けている者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

- 一・二 略

（就業届出等）

第十六条 条例第十条第三号の規定により返還等債務 の履行の猶予を受けている者（以下「第三号猶予者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

- 一・二 略

2 略

（離職届出）

第十七条 条例第十条第三号又は第四号の規定により返還等債務 の履行の猶予を受けている者は、業務に従事しなくなったときは、速やかに離職届（別記様式第十八号）により知事に届け出なければならない。

して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 修学資金の返還の債務 の総額
- 二 修学資金の返還の債務 の総額から、業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を修学資金の返還の債務 の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、二分の三を乗じて得た額

（返還の免除の申請）

第十三条 借受者は、条例第十一条の規定により修学資金の返還の債務 の免除を受けようとするときは、修学資金返還免除申請書（別記様式第十三号）に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上修学資金の返還の債務 の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（研修先変更届出等）

第十五条 条例第十条第二号又は第五号の規定により修学資金の返還の債務 の履行の猶予を受けている者（県の職員として臨床研修を受けている者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

- 一・二 略

（就業届出等）

第十六条 条例第十条第三号の規定により修学資金の返還の債務 の履行の猶予を受けている者（以下「第三号猶予者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

- 一・二 略

2 略

（離職届出）

第十七条 条例第十条第三号又は第四号の規定により修学資金の返還の債務 の履行の猶予を受けている者は、業務に従事しなくなったときは、速やかに離職届（別記様式第十八号）により知事に届け出なければならない。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号を次のように改める。

別記様式第12号(第10条関係)

修学資金返還等猶予申請書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名



電話番号

栃木県医師修学資金貸与条例第10条の規定により、次のとおり修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

借 用 金 額	円		
借 受 け 期 間	(年 月から 年 月まで 年 月から 年 月までを除く。)		
猶 予 申 請 の 内 容	猶 予 申 請 額	円	希 望 す る 猶 予 期 間 年 月から 年 月まで
	猶予申請の理由		
大 学 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

別記様式第 13 号 (第 13 条関係)

修学資金返還等免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

栃木県医師修学資金貸与条例第 11 条の規定により、次のとおり修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務の免除を受けたいので申請します。

借 用 金 額	円	
借 受 け 期 間	(年 月から 年 月まで 年 月から 年 月までを除く。)	
免 除 申 請 額	円	
免 除 申 請 の 内 容	免除申請の理由	
大 学 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成三十年栃木県条例第十五号。以下「改正条例」という。）による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例（平成十七年栃木県条例第八十三号）の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

（医療政策課）

栃木県規則第二十七号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和五十九年栃木県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
第 1 欄	第 2 欄	第 1 欄	第 2 欄
1～4 略		1～4 略	
5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）	略	5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)の <u>ア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。</u> ）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）	略
6 略		6 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第二十八号

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則

栃木県農業大学校規則（昭和五十九年栃木県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第16条関係)

1 農業経営学科

区 分	教 科 目				履 修 単 位 数
	名 称	種 類	単 位 数		
共 通 必 修 科 目	く ら し と 法 律	講 義	2		
	国 際 經 済 と 社 会	講 義	2		
	社 会 生 活	講 義	1		
	就 農 促 進	座 演	1		
	農 業 概	論 講	2		
	農 業 生 産 工 程 管 理 (G A P) 概	論 講	1		
	經 営 特 別 講	座 講	1		
	稻 作 經 営 概	論 講	2		
	農 業 經 簿	講 義	2		
	農 業 記 帳	講 義	2		
	マ ー ケ テ イ ン グ 基	礎 講	2		
	食 物 概	論 講	2		
	食 品 加 設	工 計	2		
	営 農 業 合 機	演 演	1		
農 總 土 壤 肥 料 学 学 実 験	演 演 実 験	3			
農 業 機 械 基 本 実 習 I	実 習	2			
	計		31	31	
学 科 必 修 科 目	土 地 利 用 型 作 物 A	講 義	2		
	土 地 利 用 型 作 物 B	講 義	2		
	農 村 資 源 調 査	論 講	2		
	農 畜 産 物 利 用	学 講	2		
	マ ー ケ テ イ ン グ 各	論 演	1		
	農 業 起 業	論 講	1		
	農 場 管 理 実	習 実	2		
	先 進 的 經 営 体 実	習 実	6		
専 攻 業 実 論	習 実	14			
	文 実	2			
	計		34	34	
選	植 物 生 理 学	講 義	2		
	応 用 生 物	講 義	2		
	野 菜 經 営 概	論 講	2		
	花 き 栽 培 經 営 概	論 講	2		
	果 樹 栽 培 經 営 概	論 講	2		
	畜 産 經 営 概	論 講	2		
	育 種	学 講	1		
	農 業 物 資 保 護	講 義	1		
	作 業 物 資 保 護	講 義	2		
	農 村 計 画	講 義	2		

択科目	環境総合生物情報農業資格	保基基	全基礎	型講講	農座座	業I II 験	講講講	義義義	2	15以上
	情農農資	報報機	処処基	学理理本	実習	I II 験	実演実	験習習	2	
計									32	
合 計									80以上	

2 園芸経営学科

(1) 野菜専攻

区分	教 科 目			履修単位数
	名 称	種 類	単 位 数	
共通必修科目	くらしと法	講義	2	31
	国際経済と社	講義	2	
	社会農生促進	講義	1	
	就農農業概	演習	1	
	農業生産工程管理 (GAP) 概	論	2	
	経営特 別 講	講義	1	
	稲作 経 営 概	座 論	2	
	農 業 経 簿	講 義	2	
	マケテイング 基	礎 論	2	
	食 物 概 加	講 義	2	
	食 品 農 業 設	講 義	2	
	営 農 業 機 械 学	演 習	1	
	総 合 学	演 習	3	
	土 壌 肥 料 学	演 習	2	
	農 業 機 械 基 本 実 習	実 験 I	2	
	計			
学科必修科目	野菜栽培 経営 概 論	講 義	2	14
	野菜栽培 経営 各 論	講 義	2	
	園芸 施	講 義	2	
	農場 管 理 実	講 義	2	
	先進的 経 営 体 実	実 験	6	
	専 攻 実 論	実 験	2	

		計	32	32
選 択 科 目	植 物 生 理 学 講 義	2		
	応 用 生 物 学 講 義	2		
	花 果 栽 培 經 営 概 論 講 義	2		
	樹 木 栽 培 經 営 概 論 講 義	2		
	畜 産 經 営 概 論 講 義	2		
	農 畜 産 物 利 用 学 講 義	2		
	農 業 物 起 業 学 講 義	1		
	農 育 種 業 学 講 義	1		
	農 作 業 物 気 保 計 型 農 座 講 義	1		
	農 環 境 合 基 礎 講 義	2		
	農 環 境 合 基 礎 講 義	2		
	生 物 工 学 実 験 Ⅱ 講 義	2		
	生 物 工 学 実 験 Ⅰ 演 習	1		
	情 報 処 理 Ⅰ 演 習	2		
	情 報 処 理 Ⅱ 演 習	1		
資 格 取 得 教 養 講 義	2			
農 業 機 械 基 本 実 習 Ⅱ	1			
	計	32	17以上	
合 計			80以上	

(2) 花き専攻

区 分	教 科 目			履 修 単 位 数
	名 称	種 類	単 位 数	
共 通 必 修 科 目	く ー し と 法 律	講 義	2	
	国 際 經 済 と 社 会	講 義	2	
	社 会 生 活 講 義	座 講	1	
	就 農 促 進 講 義	座 演	1	
	農 業 概 論 講 義	座 講	2	
	農 業 生 産 工 程 管 理 (G A P) 概 論 講 義	座 講	1	
	經 営 特 別 講 義	座 講	1	
	稲 作 經 営 概 論 講 義	座 講	2	
	農 業 經 簿 記 講 義	座 講	2	
	農 マ ー ケ テ イ ン グ 基 礎 講 義	座 講	2	
	食 物 概 加 設 論 講 義	座 講	2	
	食 品 農 業 機 械 学 実 習 Ⅰ	座 演	1	
	営 農 合 肥 料 学 実 験 Ⅰ	座 演	1	
	農 環 境 合 基 礎 講 義	座 演	3	
	土 壌 肥 料 学 実 験 Ⅰ	座 演	2	
	農 業 機 械 基 本 実 習 Ⅰ	座 演	2	

		計	31	31	
学科必修科目	花き栽培経営概論	講義	2	32	
	花き栽培経営各論Ⅰ	講義	2		
花園芸施設	講義	2			
農場管理実習	講義	2			
先進的経営実論	実習	6			
専攻実論	実習	14			
卒業論文	実習	2			
	計	32	32		
選択科目	植物生物学	講義	2		17以上
	応用生物学	講義	2		
	野菜栽培経営概論	講義	2		
	果樹栽培経営概論	講義	2		
	畜産経営概論	講義	2		
	農畜産物利用学	講義	2		
	農業起業	講義	1		
	農業生産物起種	講義	1		
	農作物気保計型講座Ⅰ	講義	2		
	農作物気保計型講座Ⅱ	講義	2		
	環境保全基礎講座Ⅰ	講義	2		
	環境保全基礎講座Ⅱ	講義	2		
	生物工学実習Ⅰ	実習	1		
	情報処処理Ⅰ	演習	2		
	情報処処理Ⅱ	演習	1		
	資格取得教養講座Ⅱ	演習	2		
	農業機械基礎実習Ⅱ	実習	1		
	計	32	32		
合計			80以上		

(3) 果樹専攻

区分	教 科 目			履修単位数
	名 称	種 類	単 位 数	
	くらしと法律	講義	2	
	国際経済と社会	講義	2	
	社会生活促進	講座	1	
	就業農促	講座	1	
	農業概論	講義	2	
	農業生産工程管理 (GAP) 概論	講義	1	
	経営特別講	講座	1	

共通必修科目	稲作	経営概論	講義	2	31
	農業	簿記	講義	2	
	農マ	一ケテイ	講義	2	
	食マ	ケテイ	講義	2	
	食マ	テイ	講義	2	
	営農	ング	基礎論	1	
	農	グ	講義	1	
	総	基	計	3	
	土	加	演	2	
	農	設	演	2	
学科必修科目	果樹栽培	経営概論	講義	2	32
	果樹栽培	各論	講義	2	
	果樹栽培	各論	講義	2	
	園芸	施設	講義	2	
	農場管理	実習	実習	6	
	先進的	経営実論	実習	14	
	専攻	実論	実習	2	
	卒業	実論	実習	2	
	計			32	
	計			32	
選択科目	植物	生物学	講義	2	17以上
	応用	生物学	講義	2	
	野菜栽培	経営概論	講義	2	
	花き栽培	経営概論	講義	2	
	畜産	経営概論	講義	2	
	農業	物起業	講義	1	
	農育	種	講義	1	
	農作	業	講義	1	
	農環	作物村保	気保計型	2	
	総	境合	講義	2	
	総	合	講義	2	
	生	物工	座	2	
	情	報	座	1	
	情	報	座	2	
	資	格取	座	2	
	農	業機	座	1	
	計			32	
合			計	80以上	

区 分	教 科 目				履 修 単 位 数
	名 称	種 類	単 位 数		
共 通 必 修 科 目	く ー し と 法 律	講 義	2		
	国 際 經 濟 と 社 会	講 義	2		
	社 会 農 業 促 進	講 義	1		
	就 農 業 概	演 習	1		
	農 業 生 産 工 程 管 理 (G A P)	講 義	2		
	農 業 生 産 工 程 管 理 (G A P) 概 論	講 義	1		
	經 営 特 別 講 義	講 義	1		
	稻 作 經 営 概	講 義	2		
	農 業 業 經 簿	講 義	2		
	農 業 一 ケ テ イ ン グ 基 礎	講 義	2		
	食 物 概 加 設	講 義	2		
	食 品 農 業 機 械 学	講 義	2		
	營 農 業 合 肥 料 学 実 習	演 習	1		
	農 業 機 械 基 本 実 習 I	演 習	3		
			2		
		計		31	31
	学 科 必 修 科 目	畜 産 經 営 概 論	講 義	2	
畜 畜 衛 生		講 義	2		
畜 畜 畜 衛 解		講 義	2		
畜 畜 畜 生 育		講 義	1		
畜 畜 畜 種		講 義	1		
畜 畜 畜 種 設 計		講 義	1		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養		講 義	2		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論		講 義	4		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 実 習		講 義	2		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 实 习		演 習	3		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 实 习		演 習	2		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 实 习		演 習	2		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 实 习		演 習	6		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 实 习		演 習	14		
畜 畜 畜 種 設 計 殖 養 物 論 授 精 实 习		演 習	2		
		計		46	46
選		植 物 生 物 理 学	講 義	2	
	農 用 畜 産 生 物 利 用 学	講 義	2		
	農 業 産 物 起 業 学	講 義	2		
	農 村 計 画 象 象	講 義	1		
	農 業 保 全 型 農 業	講 義	2		
	農 業 保 全 型 農 業	講 義	2		

択 科 目	総 合 基 礎 講 座 I	講 義	2	3 以 上
	総 合 基 礎 講 座 II	講 義	2	
	情 報 処 理 I	演 習	2	
	情 報 処 理 II	演 習	1	
	農 業 機 械 基 本 実 習 II	実 習	1	
	農 業 機 械 整 備 実 習 II	実 習	1	
	資 格 取 得 教 養 講 座	演 習	2	
計			23	3以上
合 計			計	80以上

備考

- 各教科目に対する履修単位数は、講義については15時間を、実験及び演習については30時間を、実習については45時間を1単位として算定するものとする。
- 履修時間に係る実習時間の割合は、おおむね50パーセントとする。

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 改正後の栃木県農業大学校規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、平成三十年四月一日以後に栃木県農業大学校（以下「大学校」という。）の本科に入学する者について適用し、同日前に大学校の本科に入学した者については、なお従前の例による。この場合において当該本科に入学した者が新規則別表第一に掲げる教科目（以下「新教科目」という。）を履修した場合であつて、当該新教科目の教育内容が改正前の栃木県農業大学校規則別表第一に掲げる教科目（以下「旧教科目」という。）の教育内容に相当すると認められるときは、当該履修は当該旧教科目の履修とみなす。

（経営技術課）

栃木県規則第二十九号

栃木県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年栃木県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>栃木県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、<u>栃木県営土地改良事業分担金等徴収条例</u>（昭和三十年栃木県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（県営土地改良事業の指定）</p> <p>第二条 条例第七条第一項に規定する別に知事が指定するものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>土地改良法</u>（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第二条第二項第一</p>	<p>栃木県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、<u>栃木県営土地改良事業分担金徴収条例</u>（昭和三十年栃木県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（県営土地改良事業の指定）</p> <p>第二条 条例第七条第一項に規定する別に知事が指定するものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>圃場整備事業</u></p> <p>二 <u>農地開発事業</u></p>

号の農業用排水施設の新設又は変更

- 一 法第二条第二項第二号の区画整理（法第八十七条の三第二項の規定により行う土地改良事業を除く。）

（特別徴収金の減免）

第三条 前条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益地の転用（条例第七条第一項に規定する場合に該当する行為をいう。以下同じ。）が、次に掲げる面積を超えないものであるときは、条例第九条の規定により、条例第七条第一項の規定による特別徴収金を免除するものとする。

- 一 前条第一号に掲げる事業の受益地の転用（同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行うものに限る。以下本条において同じ。）にあつては、当該事業の受益地の十分の一未満（受益地の面積が百ヘクタール以上のときは、十ヘクタール未満）
- 二 前条第二号に掲げる事業の受益地の転用にあつては十アール未満

第四条 知事は、条例第七条第一項又は第三項に規定する場合に該当する行為（以下「受益地の転用等」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第九条の規定により、特に納付の必要がないものとして承認し、条例第七条第一項又は第三項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の一部又は全部を免除することができる。

- 一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第二項の規定による

- 三 かんがい排水事業
- 四 たん水防除事業
- 五 水田転換特別対策事業
- 六 農村基盤総合整備・パイロット事業
- 七 畑地帯総合土地改良事業
- 八 土地改良総合整備事業
- 九 農村活性化住環境整備事業
- 十 担い手育成基盤整備事業
- 十一 中山間地域総合整備事業
- 十二 経営体育成基盤整備事業

（分担金の通知）

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、県営土地改良事業受益地転用分担金徴収通知書（別記様式第一号）又は県営土地改良事業受益地開田分担金徴収通知書（別記様式第一号の二）により行うものとする。

（分担金の免除）

第四条 第二条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益地の転用

が、次に掲げる面積を超えないものであるときは、条例第七条第三項の規定により、同条第一項の規定による分担金（以下単に「分担金」という。）を免除するものとする。

- 一 第二条第一号及び第五号から第十二号までに掲げる事業の受益者の転用のうち、区画整理地区内における転用（同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行うものに限る。以下本条において同じ。）にあつては十アール未満、かんがい排水施設に係る事業の受益地の転用にあつては第三号に規定する面積
- 二 第二条第二号に掲げる事業の受益者の転用にあつては、十アール未満
- 三 第二条第三号及び第四号に掲げる事業の受益者の転用にあつては、当該事業の受益者の十分の一未満（受益地の面積が百ヘクタール以上のときは、十ヘクタール未満）

第五条 知事は、第二条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益地の転用

が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第七条第三項の規定により、特に納付の必要がないものとして承認し、分担金を免除することができる。

- 一 第二条第一号、第三号及び第四号に掲げる事業にあつては、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による

告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合又は受益地において農業を営む者

の農業経営上必要な施設の用に供する場合

二 略

2 前項の規定により特別徴収金の免除を受けようとする者は、県営土地改良事業特別徴収金免除申請書（別記様式第一号）によりその旨を知事に申請しなければならない。

（受益地の転用等の報告）

第五条 土地改良区は、第二条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益地の転用等があつたときは、当該事業を確認し、県営土地改良事業受益地転用等報告書（別記様式第二号）

によりその旨を知事に報告しなければならない。

（徴収台帳）

第六条 土地改良区は、第二条各号に掲げる県営土地改良事業について県営土地改良事業特別徴収金徴収台帳（別記様式第三号）

を備えておかなければならない。

（調査、報告）

第七条 知事は、特別徴収金の徴収に関し必要があると認めるときは、土地改良区に対し第二条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益地の転用等について調査し、又は報告を求めるものとする。

（延滞金の減免の申請）

第八条 条例第十条第二項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、県営土地改良事業延滞金減免申請書（別記様式第四号）を知事に提出しなければならない。

2 略

告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合又は受益地において農業を営む者（以下「地区内農業者」という。）の農業経営上必要な施設の用に供する場合

二 第二条第二号及び第六号から第十二号までに掲げる事業にあつては、前号に定める場合のほか地区内農業者の生活上若しくは農業経営上欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、土地改良区、市町村その他の地方公共団体又は国の施設の用に供する場合

三 第二条第一号から第三号まで及び第六号から第十二号までに掲げる県営土地改良事業に係る農地についての開田に伴い条例第七条第一項の分担金を納付した場合

四 略

2 土地改良区は、前項の規定により分担金の免除を受けようとする者があるときは、県営土地改良事業受益地転用分担金免除申請書（別記様式第二号）によりその旨を知事に申請しなければならない。

（転用又は開田の報告）

第六条 土地改良区は、第二条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益者の転用又は開田があつたときは、当該事業を確認し、県営土地改良事業受益地転用報告書（別記様式第三号）又は県営土地改良事業受益地開田報告書（別記様式第三号の二）

によりその旨を知事に報告しなければならない。

（徴収台帳）

第七条 土地改良区は、第二条各号に掲げる県営土地改良事業について県営土地改良事業受益地転用分担金徴収台帳（別記様式第四号）及び県営土地改良事業受益地開田分担金徴収台帳（別記様式第四号の二）を備えておかなければならない。

（調査、報告）

第八条 知事は、条例第七条に規定する分担金の徴収に関し必要があると認めるときは、土地改良区に対し第二条各号に掲げる県営土地改良事業に係る受益地の転用又は開田について調査し、又は報告を求めるものとする。

（延滞金の減免の申請）

第九条 条例第八条第一項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、県営土地改良事業延滞金減免申請書（別記様式第五号）を知事に提出しなければならない。

2 略

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、分担金、分
担金に相当する額の金銭、分担金に相当する部分
の費用、特別徴収金又は特別徴収金に相当する額
の金銭及び延滞金の徴収については、県税の例に
よる。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、分担金等
及び延滞金の徴収については、県税の例に
よる。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

申請人 住所
氏名 ㊟

県営土地改良事業特別徴収金免除申請書

県営土地改良事業の受益地の転用等に係る特別徴収金の免除について下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名及び地区名
- 2 受益地の転用等をした者の住所氏名
- 3 免除申請の理由
- 4 免除を受けようとする土地

土地の所在				地目	地積	土地所有者住所氏名
市町村	大字	字	地番			
					m ²	

別記様式第一号の二を削り、別記様式第二号及び別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

土地改良区
理事長 ㊟

県営土地改良事業受益地転用等報告書

県営土地改良事業の受益地の転用等が下記のとおりありましたので報告します。

記

- 1 事業名及び地区名
- 2 受益地の転用等の目的
- 3 受益地の転用等をした者の住所氏名
- 4 受益地の転用等の計画
- 5 受益地の転用等をした土地

市町村大字字地番	現況地目	地 積	土地所有者住所氏名	買(借)受人住所氏名
		m ²		

- 6 今回の受益地の転用等による特別徴収金の額

10 アール当たり特別徴収金		今回の 転用等面積	特別徴収金		備 考
国費分	県費分		国費分	県費分	
円	円	m ²	円	円	

別記様式第3号(第6条関係)

県営土地改良事業特別徴収金徴収台帳

1 事業内容

事業採 択年度		事業名		地区名		工期	
工事完了公告年月日		年 月 日					
徴収対策最終年度		年度					

2 特別徴収金徴収基準額

全体事業			国費該当分				県費該当分				総金額
実施 年度	総事 業費	受益 面積	事業 費	負担 率	金額	10アール 当たり 金額	事業 費	負担 率	金額	10アール 当たり 金額	
			千円		千円	円	千円		千円	円	千円

3 特別徴収金実績

区分		年度					
受益地の転用等 をした者の氏名							
受益地の転用等 の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
他用途施設名							
特別徴収金 徴収実績	国費分						
	県費分						
	計						
納入通知年月日							
納期							
納入年月日							

別記様式第三号の二を削り、別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号(第8条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

申請人 住所
氏名 ㊦

県営土地改良事業延滞金減免申請書

県営土地改良事業分担金等に係る延滞金について、次の理由により減免を受けたいので、栃木県営土地改良事業分担金等徴収条例第10条第2項の規定により申請します。

- 1 事業名及び地区名
- 2 延滞金の額及びその算出基礎
- 3 減免を受けようとする延滞金の額
- 4 減免を受けようとする理由
- 5 その他

注 2の「その算出基礎」については、延滞に係る分担金等の額、その納期、予定納入年月日、延滞日数等を記入すること。

別記様式第五号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第第二条各号に掲げる県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の全部又は一部について新規則第四条第一項に規定する受益地の転用等を行った場合について適用し、施行日前に受益地の転用等を行った場合については、なお従前の例による。

(農地整備課)

栃木県規則第三十号

主要農作物種子法施行細則及び栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

主要農作物種子法施行細則及び栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 主要農作物種子法施行細則（昭和六十二年栃木県規則第八号）
- 二 栃木県農作物奨励品種等の指定に関する規則（昭和六十三年栃木県規則第三十三号）

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(生産振興課)

告 示

栃木県告示第百七十三号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示（昭和六十一年栃木県告示第七百二十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区 分	金 額	区 分	金 額
略		略	
生命保険及び損害保険の保 険者による調査に係る医師 の面談料	略	生命保険及び損害保険の保 険者による調査に係る医師 の面談料	略
		とちぎりハ ピリゲー ンションセ ンター特別室 利用料金	特別室 一日につき 一万五千四百円

(保健福祉課)